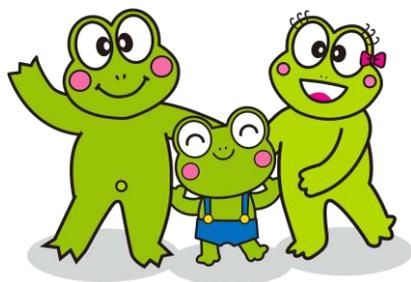


2021  
|  
2025

# 江北町 まちミライ創生プラン

～多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北～



令和3年3月策定  
佐賀県江北町

## 【目次】

|  |           |
|--|-----------|
| 第1章 序論                                   |           |
| 第1節 計画の位置づけ .....                        | 3         |
| 第2節 計画期間.....                            | 3         |
| 第3節 江北町まちミライ創生プランの全体像 .....              | 4         |
| 第2章 将来ビジョン                               |           |
| 第1節 人口ビジョン .....                         | 5         |
| 第2節 土地利用.....                            | 12        |
| 第3節 将来都市像.....                           | 14        |
| 第3章 基本目標                                 |           |
| 第1節 基本目標の柱 .....                         | 15        |
| 第2節 横断的な考え .....                         | 16        |
| 第3節 創生プランとSDGs.....                      | 17        |
| 第4章 地方版総合戦略                              |           |
| 第1節 地方版総合戦略の位置付け.....                    | 21        |
| 第2節 効果の検証 .....                          | 21        |
| <b>【基本目標1】暮らしを守り、豊かなまちを創造する .....</b>    | <b>22</b> |
| [数値目標]                                   |           |
| [基本的方向]                                  |           |
| [具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）]                   |           |
| <b>【基本目標2】人の対流をつくり、人を育む社会を共創する .....</b> | <b>27</b> |
| [数値目標]                                   |           |
| [基本的方向]                                  |           |
| [具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）]                   |           |
| 関係資料集                                    |           |
| 人口ビジョン（詳細版） .....                        | 32        |

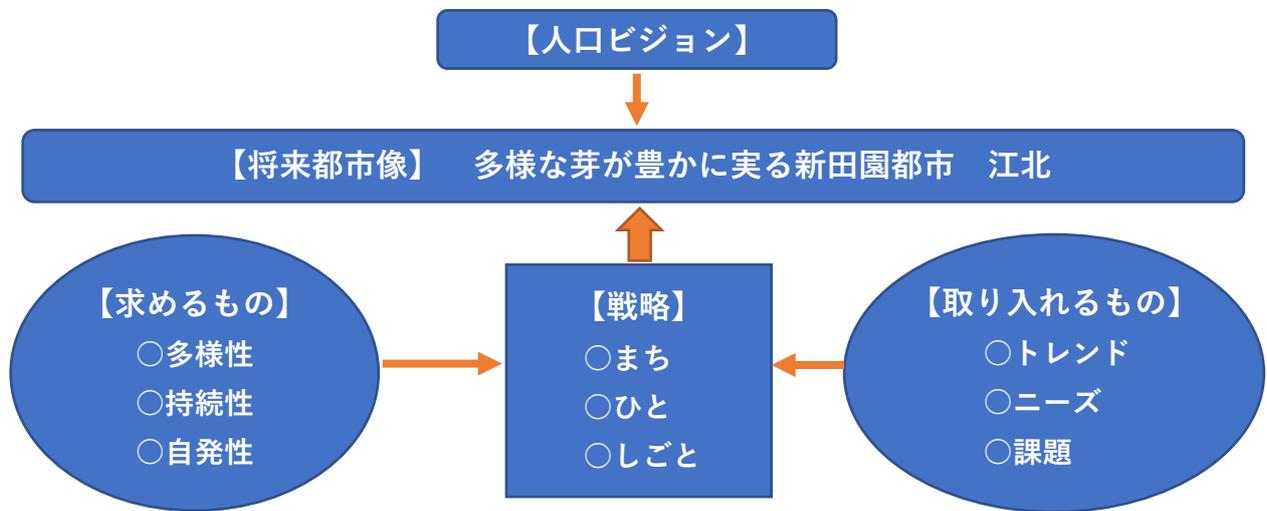
# 第1章 序論

## 第1節 計画の位置づけ

本町は平成22年に第5次総合計画を策定し、以来、現在まで交通の利便性を活かした定住促進、子育て支援策などに取り組むことで、子どもから高齢者まで誰もが住みよい「江北」を目指してまちづくりを行ってきました。これまでのまちづくりの成果として、まちの中心部では住宅の開発が進み、そこに新たな定住人口が生まれたことにより、昭和50年代から現在まで人口を維持しています。

しかし、本町を取り巻く時代の潮流は大きく変化しており、人口減少、少子高齢化、情報化が急速に進展する中で、これまで先人達が築き上げてきたまちの活力を未来の子どもたちへ引き継ぐために、今から将来に向け一計を案じることが求められています。また、まちの100年を活力ある江北町として迎えるためには、現在の町を取り巻く潮流の変化に対応し、将来に向けた人づくり、地域づくり、ひいてはまちづくりに必要な施策を効果的に実施していくことが重要です。

そこで、社会環境がめまぐるしく変化している中で、今重点的に進めていく政策課題及び人口減少や少子・高齢化に焦点を当て、地方創生、ひいては町の創生、人口減少社会への対応と地域経済の活性化を目指した重点的施策である『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を内包した『江北町まちミライ創生プラン』を新たに策定しました。合併しなかった本町の小さなまちならではの機動的な行政運営を活かし、緑と都市が調和した新田園都市を見据えた5年間の基本的な目標と施策を計画していきます。



## 第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

| 計画期間 | 令和2年度<br>(基準年次) | 令和3年度  | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度<br>(目標年次) |
|------|-----------------|--------|-------|-------|-------|-----------------|
| 5年間  |                 | 5年間の計画 |       |       |       |                 |

## 第3節 江北町まちミライ創生プランの全体像

将来都市像

多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北

### 基本目標の柱

#### 【基本目標1】

暮らしを守り、豊かなまちを創造する

##### 1 自然災害等の脅威に対する備えの強化

- 自然災害時に生命を守るための対策
- 自然災害以外の人的被害や物的被害から生命や財産を守るための取り組み
- 安全・安心な地域づくりのためのネットワーク構築

##### 2 豊かで活力ある生活を過ごすための取り組みの強化

- 健康の維持や体質改善の取り組みによる生命の延伸
- 心豊かで快適な生活を送るために欠かせない生活環境づくり

##### 3 インフラを生活の基盤に据えた定住自立圏の構築

- 生活に密接したインフラ対策
- 生活体系の変化や時代のニーズに応じた機能や環境の改善

##### 4 活力ある地域産業の展開

- 新たな産業やビジネスチャンスをつくる
- 生産基盤向上の支援
- 後継者不足の解消と新たな担い手の育成

#### 【基本目標2】

人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

##### 1 人の定着の推進

- まちに魅力を感じ、住み続けたいという人を増やすための対策
- 人と人の絆で繋がり、関わり合いから発展する地域づくり
- 空き家の解消とみどり豊かな景観の形成

##### 2 関係人口拡大の強化

- ゆかりを持つ人や協力企業との関係拡大のための取組み強化
- まちの魅力を伝え育て、新たな対流を生み出す仕組みの構築

##### 3 次代を担う大切な力の育成

- 子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上
- 子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり
- やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取組み

##### 4 誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤の整備

- 自分らしくいきいきと活躍できる総活躍社会
- 多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現
- 必要とされる支援体制の強化

## 第2章 将来ビジョン

### 第1節 人口ビジョン

#### 1 人口ビジョンの位置づけ

第2期江北町人口ビジョンは、平成27年(2015)に策定した第1期江北町人口ビジョンの内容を踏まえ、現在の人口動態を反映させた人口の将来展望を示すものであり、「江北町 まちミライ創生プラン」における、将来都市像の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上での基礎となるものです。

国の長期ビジョンでは、人口の現状分析と見通しの策定に際し、人口減少が社会経済に与える影響を分析することや、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進すること、移住や若い世代の就労・結婚・子育てなど、国民の希望の実現に全力を注ぐことなどの基本的視点が示されています。

本町においても、町の特性を踏まえた人口の現状分析を行うとともに、人口の変化が将来に与える影響を分析・考察し、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示します。

なお、人口ビジョンの策定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計や合計特殊出生率を参考としつつ、今回新たに計画策定のための人口の独自推計を行いました。

この人口の独自推計は、現在から将来にわたるまちの開発動向や今後重点的に行う施策の効果を総合的に考慮して算出したものであり、人口動態の推計に応じた施設整備の在り方等の一定の指標につながるものです。

#### 2 推計年次

推計年次は、本計画が江北町としての100年を迎えるための基本となる計画であるということ念頭に、30年先のミライを見据えた令和32年(2050)とします。

#### 3 人口動向の分析と将来人口の独自推計

人口ビジョンは、「人口動向の分析」、「将来人口の独自推計」で構成します。

「人口動向分析」は、本町における人口の動向や年齢別人口の変化の推移を調べ、その要因等を分析します。

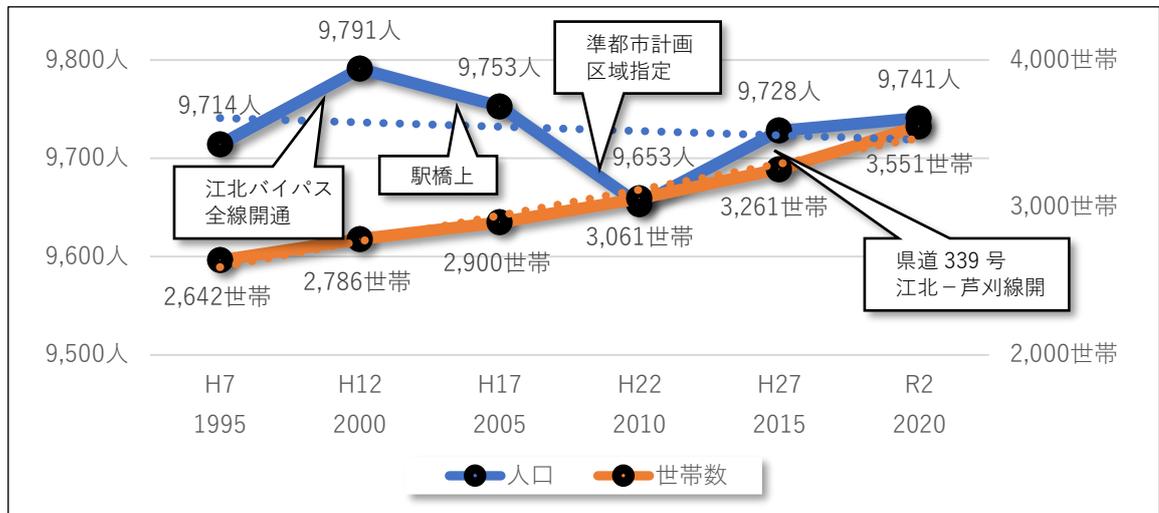
「将来人口の独自推計」では、まちに住所を有する人の人口指標である住民基本台帳人口、調査時点において現に居所をまちに有する人口の指標である国勢調査人口などの結果をもとに、将来人口の動向や今後重点的に行う施策の人口変動への直接的または間接的な効果などを総合的に勘案して独自に推計するとともに、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて本町の将来人口を展望します。

##### (一) 人口動向の分析

過去から現在に至る人口の推移を把握し、その時代背景や開発の動向を分析することにより、講ずべき施策の検討材料を得ることを目的に、時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動分析を行います。

(ア) 人口の推移

本町の人口は、平成 11 年（1999）の江北バイパス全線開通以降、駅南地区における大規模な住宅地開発などにより、世帯数は 25 年間で約 1.3 倍と急増しているものの、町全体としては少子・高齢化の影響による人口微減の状況となっています。

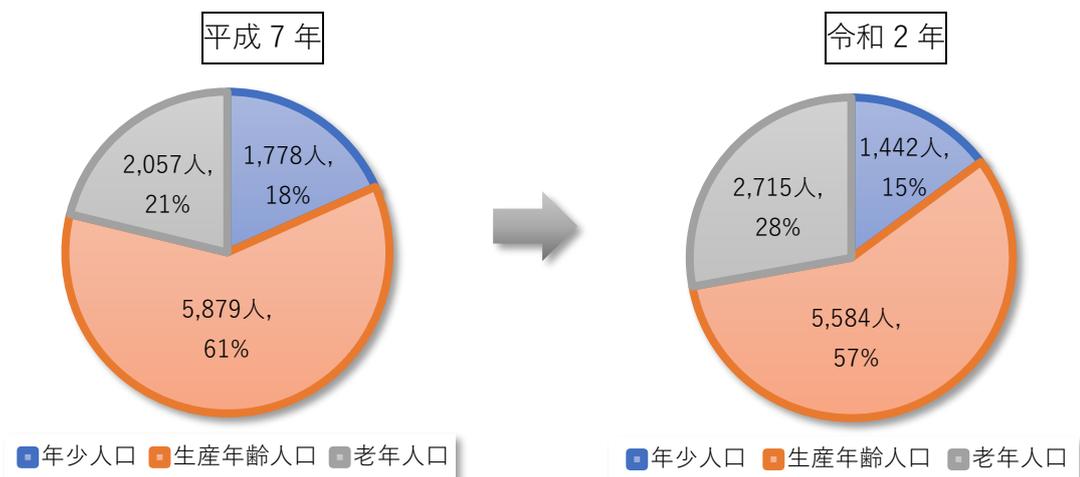


引用：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各調査年の基準日現在）

(イ) 年齢 3 区分人口割合の変化

平成 7 年と比較し、令和 2 年は年少人口と生産年齢人口がそれぞれ 3-4% 程度減少した反面、老年人口は 7% 上昇したことにより人口全体の 1/4 を超えました。

このことから、急速に人口を落とさずに維持し続けているものの、少子・高齢化が着実に進行していることがわかります。

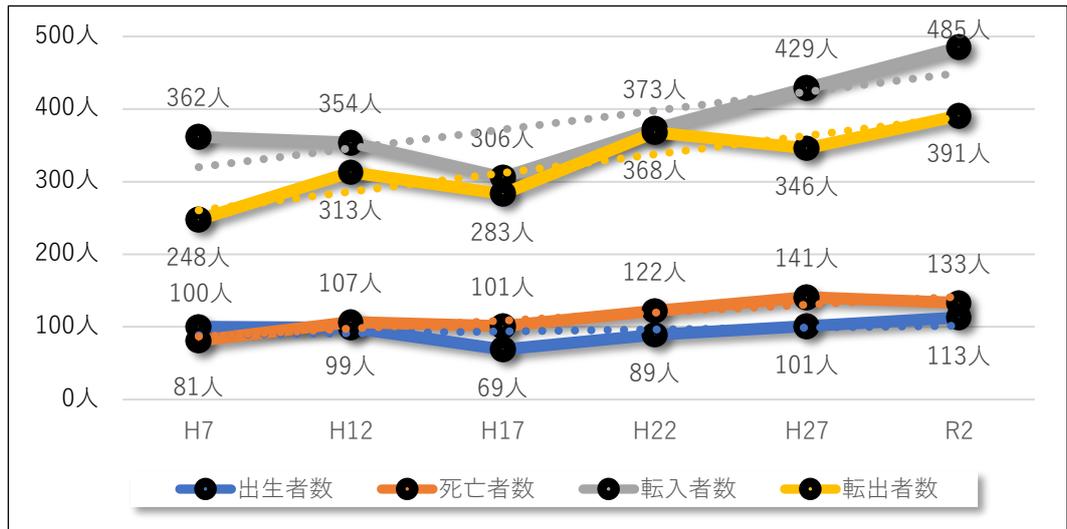


引用：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各調査年の基準日現在）

(ウ) 社会人口・自然人口の動態

社会人口の動態については、転入者・転出者ともに増加傾向であるため、現状では人口増減には直接的な影響を及ぼしていません。

しかし、自然人口の動態については、出生者数に比べて死亡者数が増加傾向であるため、全体的には人口微減の状態になっています。

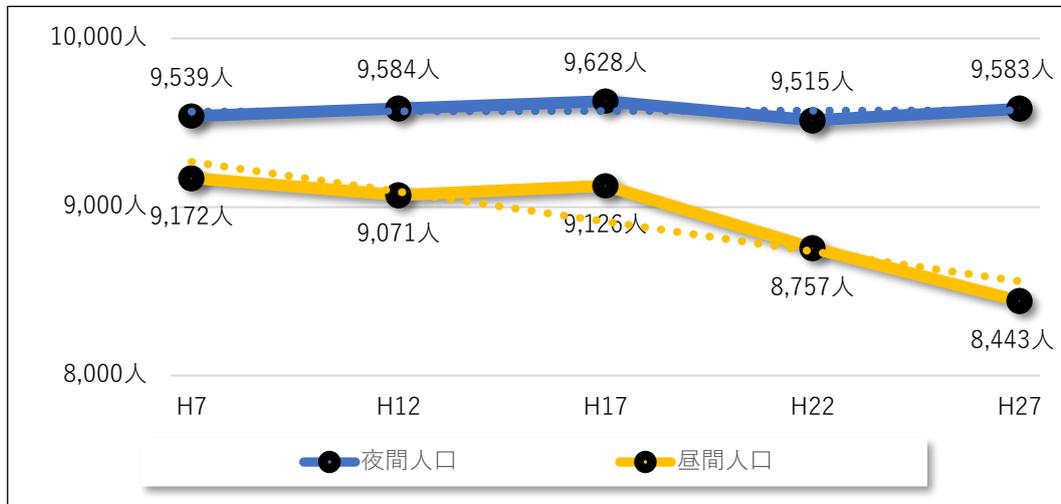


引用：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各調査年の基準日現在）

(エ) 夜間・昼間人口の推移

国勢調査によると、常住人口となる夜間人口は約9,600人前後で推移していますが、昼間人口は20年で約700人減少しており、その減少傾向も年々高まっています。

このことから、近年は広域的な通勤・通学のための生活の拠点として、定住先選ばれていることがわかります。



引用：国勢調査（各年10月1日現在）

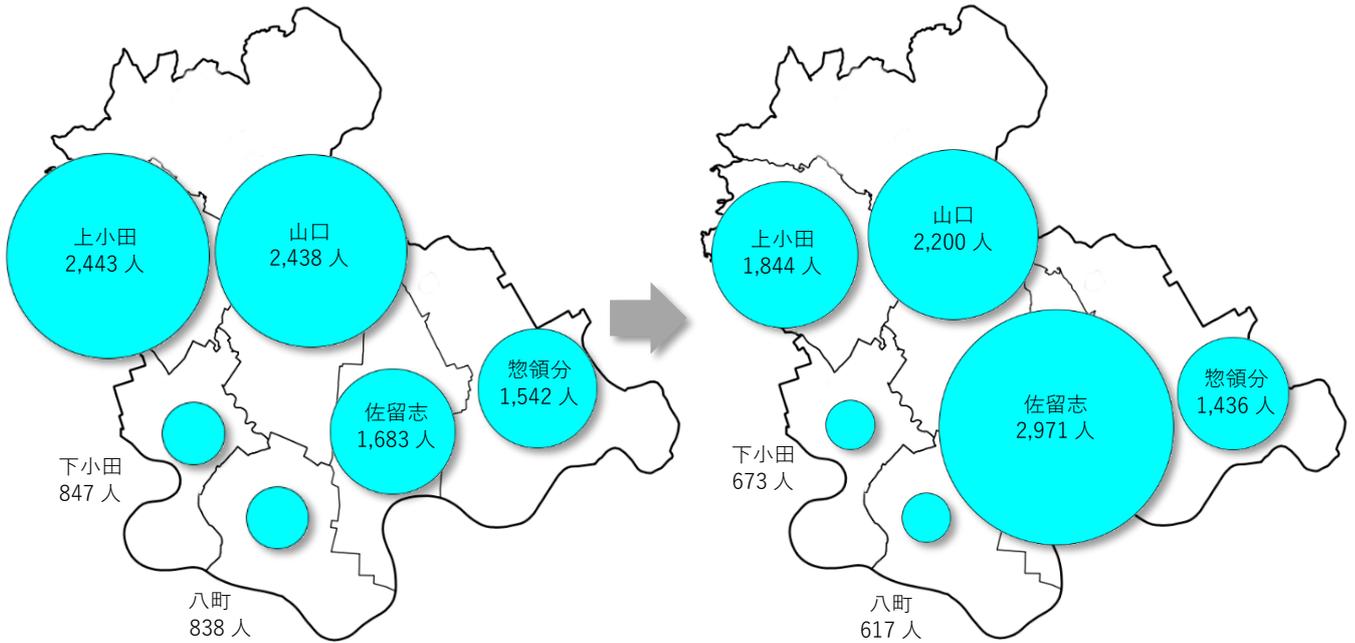
(オ) 地域別人口

準都市計画区域の宅地開発の進展に伴い、20年前と比較すると佐留志地区については人口が77%増と大幅増になったものの、上小田・下小田・山口・八町・惣領分の各地区については、いずれも10%から30%程度減少しました。

このことから、全体としては人口微減であるものの、人の流入状況は佐留志地区への一極集中化が進んでおり、その裏では既に人口減少が急速に進行していることがわかります。

平成 12 年 (2000 年)

令和 2 年 (2020 年)



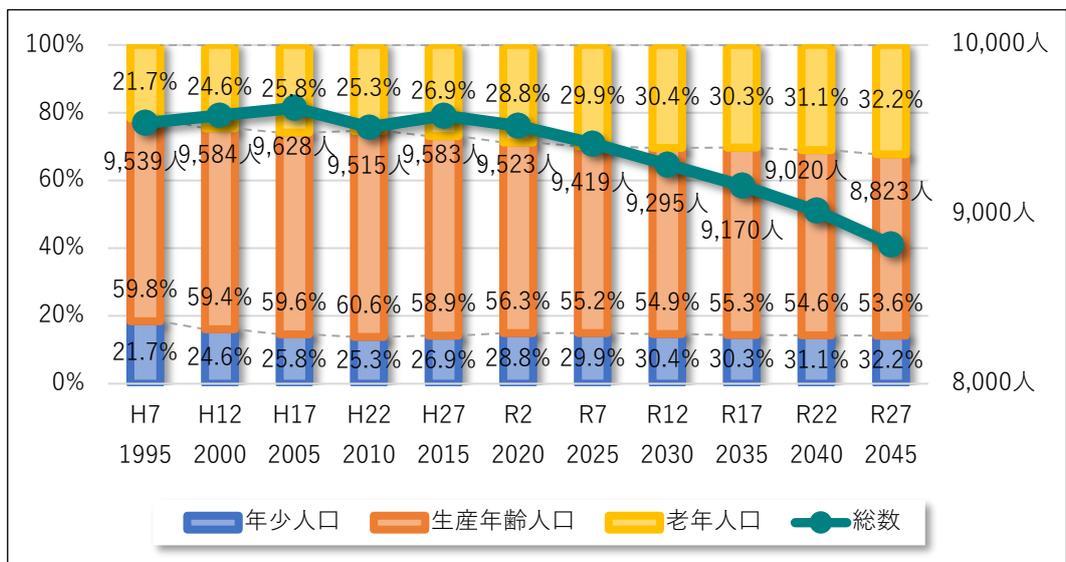
引用：住民基本台帳人口（各調査年の調査基準日現在）

(カ) 専門機関による人口の推計

国勢調査によると、人口はこれまで9,600人程度を維持してきました。しかしながら、近年はその年齢区分の構成が変化しており、年少人口や生産年齢人口の割合が低下する中、老年人口の占める割合が総人口の1/4を占めるようになってきています。

このことから、人口は現状において維持しているものの、少子・高齢化の波が着実に本町に押し寄せていることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、20年後には人口が9,000人を下回り、老年人口の割合が30%を超えるとの推計がされています。



※平成 27 年以前は国勢調査の数値

令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』による推計値

## (キ) 人口変化が将来に及ぼす影響

### (1) 地域活力の低下と生産年齢層の負担増

人口減少、特に生産年齢人口の減少は、地域活力の低下を招くことになります。

また、社会福祉の分野では、これまで生産年齢人口の層が老年人口の層を支えてきたことから、年齢階層別人口のバランスが崩れることで、これまでの社会福祉水準を維持するための負担が急速に増していく恐れがあります。

### (2) 基幹産業の経済的な縮小

年少人口の減少により、将来における基幹産業の担い手不足が心配され、生産年齢人口の減少は地域における労働力不足の深刻化を招く恐れがあります。

また、同時に技術の承継が困難になることで経営基盤の落ち込みが懸念されます。

### (3) まちの賑わいの低下

人口減少と少子高齢化の進行により、特に人口の流出が進んでいるまちの周辺部において賑わいの急速な低下が想定されます。また、住民の転出等により空き家が発生し、危険家屋の課題やまちの空洞化が進む恐れがあります。

### (4) 環境や景観への影響

人口減少と少子・高齢化の進展により、地域の担い手不足により地域コミュニティの脆弱化が進む恐れがあります。

また、コミュニティレベルでの道路や公園、河川など公共空間の維持管理能力の低下による環境や景観面への影響が懸念されます。

### (5) 公共施設の利用低下

人口減少や年齢構成の変化、特に少子化の急速な進展により、学校教育施設をはじめとした公共施設のコンパクト化や、施設の機能や在り方そのもの見直しが必要になる恐れがあります。

### (6) 財政への影響

人口減少と少子高齢化の進行は、財政にも大きな影響を及ぼします。総支出における扶助費の割合の増大や総収入における住民税の減少などが想定されます。特に、税収の減少は、財政支出に大きく影響し、行政サービス水準の低下などにより、安全・安心なまちづくりにも影響を及ぼすことが想定されます。

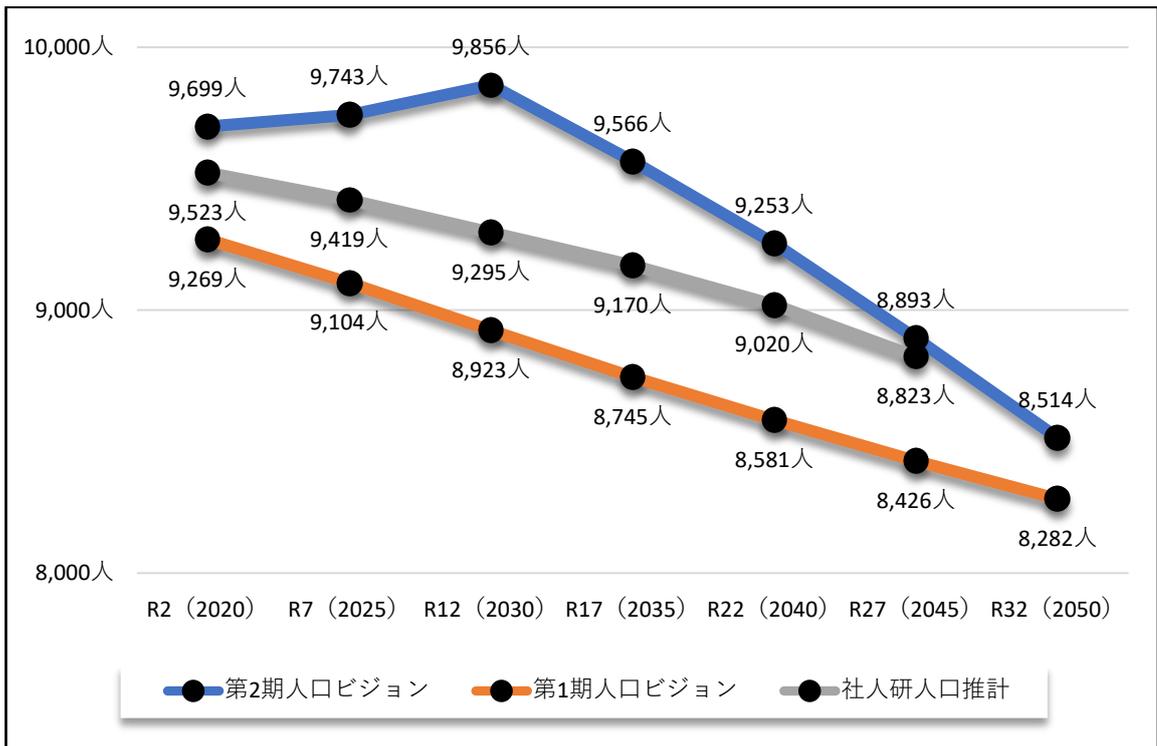
(二) 将来人口の独自推計

(ア) 人口の独自推計

第1期のまち・ひと・しごと総合戦略の人口ビジョンを時点修正する形で、人口の独自推計を行いました。

その結果、第1期のまち・ひと・しごと総合戦略策定時と比べて宅地開発が進んだことから、令和2年(2020)時点では第1期の予想人口を上回りました。

中心市街地の宅地開発が現在も行われていることから、令和12年までは人口が増加する見込みですが、その後は先に示しているように死亡者数が出生数を上回っていることから、人口減少が急速に進展していくものと予測します。



国立社会保障・人口問題研究所推計値と人口ビジョン(4月1日時点予測人口)との比較

| 区分         | 第2期人口ビジョン |       | 第1期人口ビジョン |     | 社人研人口推計 |     |
|------------|-----------|-------|-----------|-----|---------|-----|
|            | 人口推計      | 指数(※) | 人口推計      | 指数  | 人口推計    | 指数  |
| R2 (2020)  | 9,699人    | 100   | 9,269人    | 100 | 9,523人  | 100 |
| R7 (2025)  | 9,743人    | 100   | 9,104人    | 98  | 9,419人  | 99  |
| R12 (2030) | 9,856人    | 102   | 8,923人    | 96  | 9,295人  | 98  |
| R17 (2035) | 9,566人    | 99    | 8,745人    | 94  | 9,170人  | 96  |
| R22 (2040) | 9,253人    | 95    | 8,581人    | 93  | 9,020人  | 95  |
| R27 (2045) | 8,893人    | 92    | 8,426人    | 91  | 8,823人  | 93  |
| R32 (2050) | 8,514人    | 88    | 8,282人    | 89  | -       | -   |

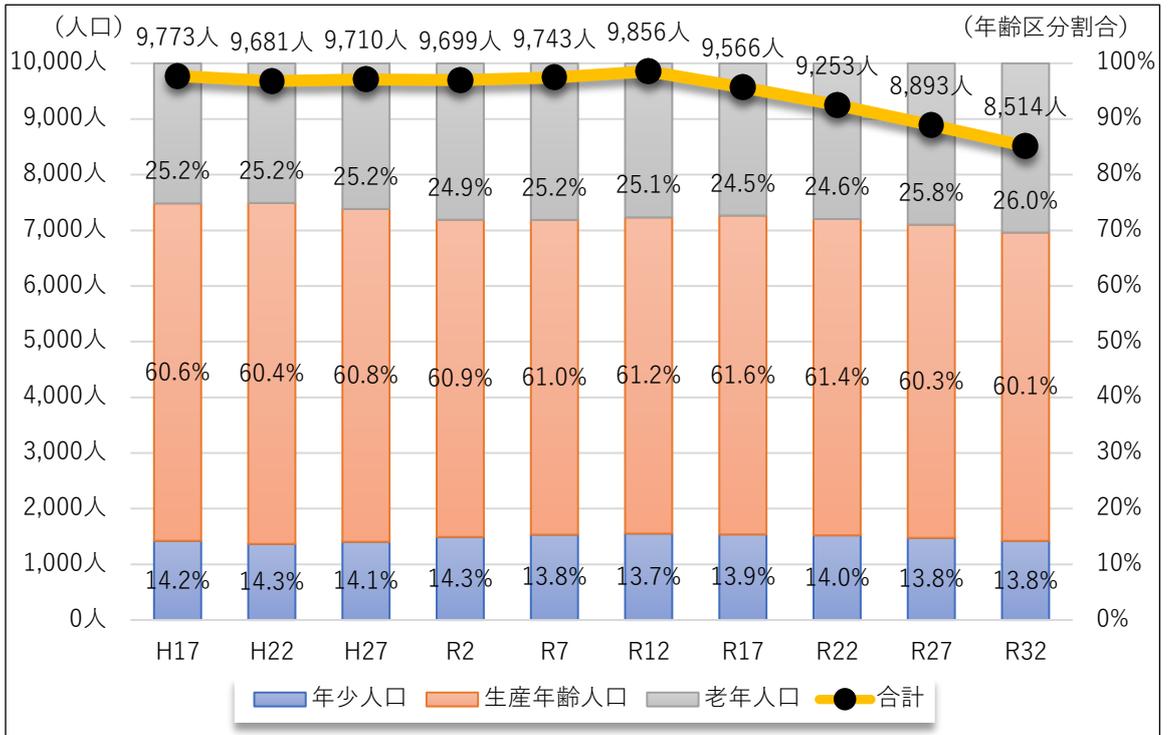
(※基準年を100とした指数)

(イ) 年齢3区分別の人口の独自推計

第2期の独自推計によると、年少人口が総人口に占める割合は、近年の子育て世代の流入の影響から今後30年間は横ばい傾向となっています。

しかしながら、生産年齢人口については、就学や就職をきっかけとした若年層の流出に伴い、総人口に占める割合が減少する込みです。

老年人口については、総人口に占める割合が相対的に高まり、30年後には30%を超える見込みとなっています。



人口ビジョン (4月1日時点予測人口)

## 第2節 土地利用

本町の総面積は24.49 km<sup>2</sup>であり、現在および将来における住民のための、かけがえのない限られた資源であるとともに町民の生活や生産など諸活動の共有の基盤となるものです。恵まれた自然環境、大切に守られてきた歴史的環境、地域の住環境との調和に十分配慮しつつ、産業の発展なども実現するために、総合的かつ計画的に実施していきます。

地球温暖化による気象条件の変化が叫ばれて久しいなかで、局地的な集中豪雨や台風による大きな災害が発生しています。このような災害などから町民の生命と財産を守るため、安全で安心して暮らせる環境の形成を目指します。

また、将来の人口減少を見据えた住宅地の形成と本町の基幹産業である農業振興を考慮し、緑と住居地域が調和した土地利用を進めていきます

### 1 土地利用方針

#### (一) 農地

農地は生活を支える食料等の生産基盤であることから、安定供給に不可欠な優良農地の確保を図ります。

また、良好な管理を通じて土地の保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持を図るとともに、生産性の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。

中山間地域などでは、地域コミュニティでの管理に加え、他の地域の担い手との共生など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討します。

なお、農業後継者の育成や新規就農者への支援などによる新規就農の促進により、農業後継者が定着できる条件整備を進め、荒廃地をつくらない対策に努めます。

#### (二) 森林・原野等

森林・原野等については、国土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たしている貴重な自然環境を形成しているものについては適切に保全し、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

#### (三) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、地域における安全性向上のための整備と適切な管理を行うとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、継続的な利用を図ります。

また、大雨などの際に、雨水の排水先としての重要な機能を果たしていることから、排水計画に基づく適正な排水を促すことにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

#### (四) 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、輸送の多重性・代替性を確保し、土地の有効利用及び安全・安心な生活・輸送基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。

なお、整備に当たっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、良好な沿道環境の保全に努めます。

#### (五) 宅地

##### (ア) 住宅地

住宅地については、定住の促進を図るため、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成を進め、豊かな住生活の実現の観点から生活関連施設の維持・改修・整備を計画的に進めながら、良好な居住環境を形成します。

また、低・未利用地や既存住宅ストックの有効活用を行い、危険家屋については除却の推進等による解消を図ります。

##### (イ) その他の宅地

その他の宅地については、良好な環境の形成に配慮しつつ、経済の自立的発展と雇用機会の増大を図るため、経済情勢を注視しながら、適切な開発の誘導を図ります。

また、公共施設については、庁舎防災機能の強化など災害時における機能を強化・発展させるとともに、適切な維持管理を行いながら長期的な機能の保全を行います。

### 第3節 将来都市像

#### 将来都市像

#### 多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北

令和という新しい時代に移り変わり、町も70周年を迎えようとしています。町が100歳になる30年後の江北町が活力ある町であり続けるためには、未来に向けて種を播き、その芽を大きく育てていく必要があります。

町づくりの根幹は人であり、町民一人ひとり、特に将来の町を担う子どもたちが、様々な体験、学習を通じて芽吹き、実り、あわせてふるさと江北への愛着と誇りを醸成するために、学校や家庭のみならず、地域も一体となって人を育てるための取り組みを進めていきます。

また、本町はこれまで町の地理的な特性を活かした定住促進対策を進めることによって、数十年にわたり人口を維持することができました。

しかし、現在の少子高齢化の波は例外なく本町にも押し寄せています。このような中で、従来のしくみでは変化していく人口やコミュニティの維持は困難になっていくことが予想されます。そこで、隣接の地区間の連携を図るとともに、今後は関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることも考えられることから、新しい時代に即したコミュニティの活性化に取り組んでいきます。

これからの新しい時代に向けて、町づくりを進めていく中で、地域資源を守りながら、町民が安心して暮らし続けていけるよう持続的な取り組みが必要になってきます。豊かな自然や都市機能、産業・生産基盤など各地域の特性を活かし、それぞれの地域、ひいては町が輝き続ける新田園都市の町を目指していきます。



## 第3章 基本目標

### 第1節 基本目標の柱

- 暮らしを守り、豊かなまちを創造する
- 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

#### 1 暮らしを守り、豊かなまちを創造する

近年の気候変動による災害の激甚化により、本町においても大雨による土砂災害や冠水被害が多発し、町民の暮らしに多大な影響を及ぼしています。このような状況下において、町民の生命、財産を守るために災害に対する意識改革を図るとともに、防災機能の強化を図っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクも発生しており、町民の生活に大きな影を落としています。国や県などの関係機関との連携を図りながら、まちとしても速やかな対応が可能となるよう体制等の再構築に努めていきます。

まちに住む一人ひとりが豊かな生活を送るために、人生100年時代が謳われる中で、町民誰もが健やかに過ごしていくための施策の充実が必要です。まず健康づくりの支援や生涯自分らしく地域の中で暮らしていくための支援に取り組んでいきます。

急速な少子高齢化の進展により、生活環境の基礎的な基盤を維持することが困難な状況になりつつあり、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていくためには、買い物や公共交通などの日常生活圏の維持と機能性向上を図っていく必要があります。まちの活気と賑わいあふれる町づくりのために、交通の要衝等の町の利便性を活かし、町内の各地域の資源を活かしながら、均衡ある道路等社会インフラの整備に取り組み、宅地誘導や環境保全に努めていきます。

町の基幹産業である農業分野においても、人口減少や少子高齢化といった大きな流れにより食を取り巻く環境が変化している中で、安全、簡便性など多様化する消費者ニーズに対応し、経営の安定を図るために付加価値の創出などの新たな取り組みを進めていく必要があります。

また、既存の商工業についても時代の要請に機敏に対応し、新たなビジネスチャンスを生み出していくことが求められています。これからの地域産業の在り方として、地域固有の価値を活かし、地域らしさを創出し、地域の中で育まれてきた産業やその技術を継承、活用していくと同時に、それらを引き継いでいく担い手づくりに取り組めます。

#### 2 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

地域におけるコミュニティが希薄になっているといわれている昨今において、本町も過疎化と都市化が同時に進行し、コミュニティ規模の偏りなどの大きな変化が見られます。地域の中での人づくりにおいて、コミュニティが果たす役割は非常に重要であることから、近隣地区との連携・共同や関係人口と呼ばれる地域外の人材を活用することで、交流を通じた新たな価値を創出し、内発的な発展につなげます。

また、まちを知ってもらい、関心を持ってもらい、来てもらい、交通や生活の利便性などの町の魅力を感じてもらい、住んでもらうことで「町力」を底上げし、多様な年代が協力し、様々な価値観を認め合える、誰もが活躍できる町民総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めます。

これからの活力あるまちづくりは、人が礎であることは論を待たないところですが、将来に向けてふるさとを誇れる「人」を育てていくことが枢要となります。現在も多くの分野で町民のみなさんにまちづくりに関わっていただいています。この力を引き継いでいく仕組みづくりが、今後重要になってきます。

この次代を担う大切な力を育成するために、人と人とを結びつけ、地域の中で様々な体験を通じて子どもたちや若者が育まれる仕組みづくりに取り組むとともに、子どもたち一人ひとりの個性や多様性を重視した教育を支援します。

## 第2節 横断的な考え

- 若者から高齢者まで多様な人材が活躍する仕組みをつくる
- 課題・ニーズ・トレンドといった新たな時代の潮流を力にする

### 1 若者から高齢者まで多様な人材が活躍する仕組みをつくる

少子・高齢化による人口減少社会が訪れている中で、コミュニティの縮小など地域の活力低下が危惧されています。

個々の能力を活かして地域社会の中で活躍できる仕組みを確立するなど、誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取り組みが必要です。

活気に溢れ、温もりのある地域をつくるため、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、支援する側とされる側が、それぞれの希望に応じてそれぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる全世代・全員活躍型地域コミュニティの推進を図ります。

あわせて、共生社会の実現を図るため、心のバリアフリーのまちづくりを推進します。

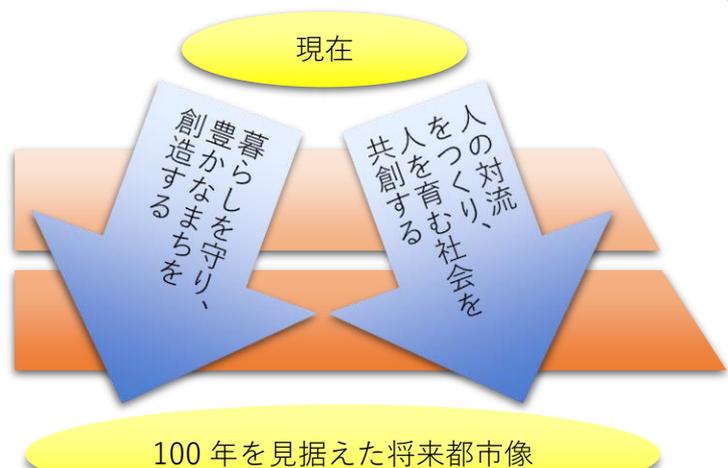
### 2 課題・ニーズ・トレンドといった新たな時代の潮流を力にする

少子・高齢化により人口減少や核家族化が進み、多様性への対応が求められる時代背景の中、これまでよりもより効率的で効果的なまちづくりの在り方が求められています。

新たな価値観や時代の潮流を力とし、そこにSDGsの考え方を取り入れながら、これからの時代に適したまちづくりを推進していきます。

#### 基本目標の全体図

- 若者から高齢者まで多様な人材が活躍する仕組みをつくる
- 課題・ニーズ・トレンドといった新たな時代の潮流を力にする



### 第3節 創生プランとSDGs

平成27年9月の国連サミットで、先進国を含む国際社会全体の令和12年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されました。

これを受け、平成29年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組みが不可欠であるとしています。

国際社会全体の目標であるSDGsが目指す17の持続可能な開発目標とはスケールが異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることでSDGsの目標達成にも資するものと考えます。



| 項目  | 持続可能な開発目標   |
|---|---|
|    | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる  |
|    | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する   |
|    | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する  |
|   | すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する                                      |
|  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う  |
|  | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する  |
|  | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する                                     |
|  | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する                         |
|  | 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る                                     |
|  | 各国内及び各国間の不平等を是正する   |
|  | 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する   |
|  | 持続可能な生産消費形態を確保する  |
|  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる  |
|  | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する  |
|  | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する      |
|  | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                      |

| SDGs17 のゴール            |                         | 1 貧困をなくそう   | 2 飢餓をゼロに  | 3 すべての人に健康と福祉を   | 4 質の高い教育をみんなに   | 5 ジェンダー平等を実現しよう   | 6 安全な水とトイレを世界中に   |
|------------------------|-------------------------|---|---|--|---|---|---|
|                        |                         |  |  |  |  |  |  |
| 創生プランの施策               |                         | ●   | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   |
| 1 暮らしを守り、豊かなまちを創造する    |                         |   |   |  |   |   |   |
| (一)                    | 自然災害等の脅威に対する備えの強化       |   |   |  |   |   |   |
| (二)                    | 豊かで活力ある生活を過ごすための取り組みの強化 | ●   | ●   | ●  | ●   |   |   |
| (三)                    | インフラを生活の基盤に据えた定住自立圏の構築  |   |   |  |   |   | ●   |
| (四)                    | 活力ある地域産業の展開             |   | ●   |  |   |   |   |
| 2 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する |                         |   |   |  |   |   |   |
| (一)                    | 人の定着の推進                 |   |   |  |   |   |   |
| (二)                    | 関係人口拡大の強化               |   |   |  |   |   |   |
| (三)                    | 次代を担う大切な力の育成            |   |   |  | ●   |   |   |
| (四)                    | 誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤の整備  | ●   | ●   | ●  |   | ●   |   |

| SDGs17 のゴール            |                             | 7                      | 8              | 9                   | 10               | 11                | 12             |
|------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------|---------------------|------------------|-------------------|----------------|
|                        |                             | エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに | 働きがいも<br>経済成長も | 産業と技術革新の<br>基盤をつくろう | 人や国の不平等<br>をなくそう | 住み続けられる<br>まちづくりを | つくる責任<br>つかう責任 |
| 創生プランの施策               |                             | ●                      | ●              | ●                   | ●                | ●                 | ●              |
| 1 暮らしを守り、豊かなまちを創造する    |                             |                        |                |                     |                  |                   |                |
| (一)                    | 自然災害等の脅威に対する<br>備えの強化       |                        |                |                     |                  | ●                 |                |
| (二)                    | 豊かで活力ある生活を過ごす<br>ための取り組みの強化 | ●                      | ●              |                     |                  |                   | ●              |
| (三)                    | インフラを生活の基盤に<br>据えた定住自立圏の構築  |                        |                | ●                   |                  | ●                 |                |
| (四)                    | 活力ある地域産業の展開                 |                        | ●              | ●                   |                  |                   | ●              |
| 2 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する |                             |                        |                |                     |                  |                   |                |
| (一)                    | 人の定着の推進                     |                        | ●              |                     |                  | ●                 |                |
| (二)                    | 関係人口拡大の強化                   |                        |                |                     |                  | ●                 |                |
| (三)                    | 次代を担う大切な力の育成                |                        |                |                     |                  |                   |                |
| (四)                    | 誰もが自分らしく活躍できる<br>持続的な基盤の整備  |                        |                |                     | ●                | ●                 |                |

| SDGs17 のゴール            |                             | 13               | 14            | 15            | 16               | 17                    |   |
|------------------------|-----------------------------|------------------|---------------|---------------|------------------|-----------------------|---|
|                        |                             | 気候変動に<br>具体的な対策を | 海の豊かさを<br>守ろう | 陸の豊かさも<br>守ろう | 平和と公正を<br>すべての人に | パートナーシップで<br>目標を達成しよう |  |
| 創生プランの施策               |                             | ●                | ●             | ●             | ●                | ●                     | 30  |
| 1 暮らしを守り、豊かなまちを創造する    |                             |                  |               |               |                  |                       |   |
| (一)                    | 自然災害等の脅威に対する<br>備えの強化       |                  |               |               |                  |                       | 1   |
| (二)                    | 豊かで活力ある生活を過ごす<br>ための取り組みの強化 | ●                | ●             | ●             |                  |                       | 10  |
| (三)                    | インフラを生活の基盤に<br>据えた定住自立圏の構築  |                  |               |               |                  |                       | 3   |
| (四)                    | 活力ある地域産業の展開                 |                  |               |               |                  |                       | 4   |
| 2 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する |                             |                  |               |               |                  |                       |   |
| (一)                    | 人の定着の推進                     |                  |               |               |                  |                       | 2   |
| (二)                    | 関係人口拡大の強化                   |                  |               |               |                  |                       | 1   |
| (三)                    | 次代を担う大切な力の育成                |                  |               |               |                  |                       | 1   |
| (四)                    | 誰もが自分らしく活躍できる<br>持続的な基盤の整備  |                  |               |               | ●                | ●                     | 8   |

## 第4章 地方版総合戦略

### 第1節 地方版総合戦略の位置付け

国では、令和元年12月20日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び、5か年を計画期間とした第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」とします。）が閣議決定されました。

国が定めた第2期の総合戦略においては、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととされています。

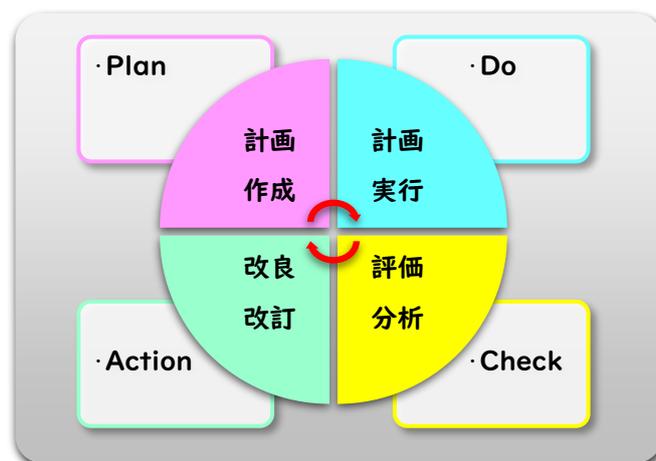
まちにおいては、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが求められています。

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第9条及び第10条に基づき、国の「総合戦略」を勘案し、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」とします。）を策定するよう努めなければならないこととされており、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組を進めることが求められることから、まちミライ創生プランに地方版総合戦略を内包し、今回新たに策定しました。



### 第2節 効果の検証

PDCAサイクルによる効果検証の実践は、より効果的な施策の推進に不可欠なものであり、地方版総合戦略の基礎ともなっているものです。本町においても「地方版総合戦略」策定後の継続したPDCAサイクルの確立と運用を図ることによって、より効果的な取組の推進につなげます。



## 【基本目標 1】暮らしを守り、豊かなまちを創造する

### [数値目標]

#### 【安全・安心、健康】

安全で安心なネットワーク構築の推進により、5年間で全地区の自主防災の組織化を目指す

#### 【生活基盤、産業】

生産基盤向上の取り組みにより、5年後までに主産業である農業の産出額を24億5,000万円まで回復させることを目指す

### [基本的方向]

- 災害や感染症など日常に潜む危機に対して、自助・共助・公助の意識を醸成しながら、あわせて防災機能の強化を図り、安全・安心なまちづくりの取り組みを推進します。
- 交通の要衝等の町の利便性を活かした町づくりのために、人口減少などの社会情勢を踏まえ、最適化した道路等社会インフラの整備に取り組みます。
- 町で生涯、豊かで活力ある生活を送るために、町民だれもが健やかに過ごすことができるよう健康づくりなどの支援や生活環境向上への取り組みとして、買い物や公共交通などの日常生活圏の維持と機能性向上を図ります。
- 豊かで活力ある産業を育成するために新たな産業の創出を図るとともに、基幹産業である農業の経営安定や既存産業の維持、継承など地域資源の活用に取り組みます。

### [具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）]

- (一) 自然災害等の脅威に対する備えの強化
  - (ア) 自然災害時に生命を守るための対策

#### 【具体的な施策】

- 防災意識啓発の強化
- 庁舎防災機能の強靭化
- 災害時情報伝達手段の確保と必要な情報の即時提供
- 健康の維持と衛生環境に配慮した避難所等の確保
- 避難時要支援者の避難対策
- 災害危険箇所や避難経路危険箇所の改修・改善

#### 【重要業績評価指標】

- 避難行動要支援同意率（福祉課）

| 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-----|------------|
| 82% | 同意率の維持     |

(イ) 自然災害以外の人的被害や物的被害から生命や財産を守るための取り組み

【具体的な施策】

- 交通危険箇所の改修・改善
- 交通安全や火災予防の啓発
- 防犯対策の強化
- その他、突発的な危険から生命や財産を守るための対策

【重要業績評価指標】

- 交通事故や火災の発生件数の減少（総務課）

| 基準値                 | 目標値（令和7年度）             |
|---------------------|------------------------|
| ・交通事故 43件<br>・火災 4件 | ・交通事故 20%削減<br>・火災 無火災 |

(ウ) 安全・安心な地域づくりのためのネットワーク構築

【具体的な施策】

- 物資支援・関係機関との人的協力体制の構築
- 安全・安心な地域づくりのための啓発活動
- 自主防災組織との連携強化

【重要業績評価指標】

- 自主防災組織（総務課）

| 基準値               | 目標値（令和7年度）                   |
|-------------------|------------------------------|
| －<br>【参考】<br>30組織 | 全地区の自主防災組織化<br>【期待値】<br>35組織 |

(二) 豊かで活力ある生活を過ごすための取り組みの強化

(ア) 健康の維持や体質改善の取り組みによる生命の延伸

【具体的な施策】

- 健康で豊かな生活を送るための仕事と生活の調和推進
- 健康をコントロールするために必要な体質改善や疾病予防対策
- 心の活力の維持・増進
- 住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを続けるための、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスの提供
- 個々の状況に応じた運動のきっかけづくりと習慣化の促進、持続的な取組みを支える仕組みの構築

【重要業績評価指標】

- 一人あたり医療費の削減効果（福祉課）

| 基準値   | 目標値（令和7年度）                           |
|---|--------------------------------------|
| —   | 国民健康保険・後期高齢者医療の一人あたり医療費を佐賀県の平均以下に抑える |
| <b>【参考】</b><br>①江北町<br>国民健康保険 467,486 円<br>後期高齢者医療 1,133,438 円<br>②県平均<br>国民健康保険 447,784 円<br>後期高齢者医療 1,085,920 円 |                                      |

(イ) 心豊かで快適な生活を送るために欠かせない生活環境づくり

【具体的な施策】

- 買い物生活圏の維持、再構築の推進
- 新たな交通時代における交通施策の展開
- 都市と自然が共存する快適生活空間づくり
- 人が自然と集う和みの場の醸成
- 環境負荷の低減を図る取り組みの推進

【重要業績評価指標】

- ゴミの削減効果（環境課）

| 基準値      | 目標値（令和7年度）                   |
|----------|------------------------------|
| 2,547 トン | 2,382 トン                     |
|          | <b>【基礎】</b><br>一人あたり 50g/日削減 |

(三) インフラを生活の基盤に据えた定住自立圏の構築

(ア) 生活に密接したインフラ対策

【具体的な施策】

- 生活に不可欠なインフラ、施設及びその他機能の維持・改善改良・整備
- 安全・安心なライフラインの確保
- 機能の集積化とコンパクト化による効率的で持続可能なまちづくり

【重要業績評価指標】

- 水洗化率の向上（環境課）

| 基準値   | 目標値（令和7年度） |
|-------|------------|
| 80.6% | 81.8%      |

(イ) 生活体系の変化や時代のニーズに応じた機能や環境の改善

【具体的な施策】

- IOT などの技術革新を活用した利便性の向上
- 生活体系や時代の変化によって必要性が低下した機能の見直し
- 地域住民のまちづくりへの参画推進

【重要業績評価指標】

- マイナンバーカード交付率（町民課）

| 基準値 | 目標値（令和 7 年度） |
|-----|--------------|
| 21% | 80%          |

(四) 活力ある地域産業の展開

(ア) 産業の維持、発展やビジネスチャンスをつくる

【具体的な施策】

- 産業を維持、発展のための連携体制の構築
- 販路や流通量の拡大を支える生産性の強化
- 分野にとらわれない知識と技術が結集した新たな産業の展開
- 景気動向による影響を最小化するための経営の多角化支援

【重要業績評価指標】

- 事業者支援による事業拡大数（産業課）

| 基準値 | 目標値（令和 7 年度） |
|-----|--------------|
| 1 件 | 累計 5 件       |

(イ) 生産基盤向上の支援

【具体的な施策】

- 生産品の高付加価値化による経営の安定化
- 新たな知見や技術を活用した生産性と収益性の拡大
- 農山村環境の保全の推進
- 農業用施設の維持管理・整備
- 組織の育成・強化の取り組み

【重要業績評価指標】

- 農業産出額の向上（産業課）

| 基準値   | 目標値（令和 7 年度） |
|---|--------------|
| 2,430,000 千円                                | 2,450,000 千円 |
| 【参考】<br>市町村別農業産出額統計<br>H30 確報値 2,430,000 千円 |              |

(ウ) 後継者不足の解消と新たな担い手の育成

【具体的な施策】

- 新規就業者の初動支援
- 女性の就農・経営への参画支援
- 経営的視点を持ちあわせた事業者や農業者の育成
- 事業内容の最適化による収益性の向上と事業承継の確保

【重要業績評価指標】

- 起業・就農者数（産業課）

| 基準値       | 目標値（令和7年度）  |
|-----------|-------------|
| ・ 起 業 2 件 | ・ 累計起業者 3 件 |
| ・ 就農者 2 人 | ・ 累計就農者 5 人 |

## 【基本目標2】人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

### [数値目標]

#### 【定住、関係人口】

自然人口減の状況に歯止めをかけ、人の定着を推進することにより、独自推計で試算した数値以上となる5年間で44人以上の人口増加を目指す

#### 【人材育成、共生】

豊かで自由な発想を育てる機会を5年後までに倍増し、次代を担う子どもたちの考えやアイデアをこれからのまちづくりに活かすことを目指す

### [基本的方向]

- 地域の中で子どもを産み育てる基盤を確立するとともに、子どもたちの個性を尊重しつつ一人ひとりの個性を伸ばし、生きがいをもって成長できる取り組みを推進します。
- 町民だれもが生涯、自分らしく生き活きと活躍できる町民総活躍社会の実現に向けて、スポーツや文化活動支援のほか、地域における支え合いや共生のしくみや必要な支援体制を整備します。
- まちの認知度や利便性の向上に取り組み、町に魅力を感じてもらうことで定住促進に繋がります。
- 関係人口の拡大を図り、町へのひとの流れをつくり、さらに企業が加わることによって、まちづくりのための資金や人材の地方への還流を促し、町の活性化を図ります。

### [具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）]

#### (一) 人の定着の推進

(ア) まちに魅力を感じ、住み続けたいという人を増やすための対策

#### 【具体的な施策】

- まちの認知度、魅力度及び生活利便性向上を促進する取り組み
- 他の自治体と役割分担しながら、共に向上できる広域的定住圏の形成
- 子育て世代・ファミリー層の流入を促進するための住環境の充実・強化
- ふるさと江北を誇れる心を醸成する取り組み

#### 【重要業績評価指標】

- 人口（全課）

| 基準値    | 目標値（令和7年度）  |
|--------|-------------|
| 9,699人 | 9,743人以上    |
|        | 【期待値】       |
|        | 自然人口減 10人抑制 |
|        | 社会人口増 40人増  |

(イ) 人と人の絆で繋がり、関わり合いから発展する地域づくり

【具体的な施策】

- 地区の抱える課題を解決するための地域間連携の構築
- お互いを支えあう見守り・声かけ活動の推進
- 高齢化等により支えや協力を必要とする地域と地域活動の支え手とのマッチング支援
- 子どもから高齢者まで全ての人が活躍できる環境づくり

【重要業績評価指標】

- 地域間連携の構築数（総務課・政策課）

| 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-----|------------|
| 1件  | 累計3件       |

(ウ) 空き家の解消とみどり豊かな景観の形成

【具体的な施策】

- 危険家屋解消の対策
- 低未利用地の積極的活用
- 空き家リノベーション推進と活用
- 地域の景観維持活動の推進

【重要業績評価指標】

- 危険家屋除却数（建設課）

| 基準値                   | 目標値（令和7年度） |
|-----------------------|------------|
| 危険家屋現在数 23件           | 50%削減      |
| 【参考】<br>H31年度 除却実績 4件 |            |

(二) 関係人口拡大の強化

(ア) ゆかりを持つ人や協力企業との関係拡大のための取組み強化

【具体的な施策】

- 関係人口とつながる交流ネットワークの構築
- ふるさと回帰を促進する事業の展開
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用したまちづくりの推進
- 町内における起業・進出支援

【重要業績評価指標】

- 起業や企業進出の相談件数（産業課）

| 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-----|------------|
| 0件  | 累計 2件      |

(イ) まちの魅力を伝え育んで、新たな対流を生み出す仕組みの構築

【具体的な施策】

- 人・地域・企業などとタイアップした事業の展開
- 関係人口に魅力を伝える取り組みの推進
- まちや地域の活動を伝え、多様なツールにより発信する取り組みの推進

【重要業績評価指標】

- ふるさと便りの読者数（政策課）

| 基準値    | 目標値（令和7年度） |
|--------|------------|
| 1,446人 | 1,600人     |

(三) 次代を担う大切な力の育成

(ア) 子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上

【具体的な施策】

- 働きながらも子育てがしやすい環境づくり
- 子どもを持つ女性が活躍できる場の拡大
- 子育て期間における負担感の軽減
- 地域ぐるみで子育てを支えるサポート体制の構築

【重要業績評価指標】

- 女性の労働力率の向上（福祉課・こども教育課）

| 基準値               | 目標値（令和7年度）          |
|-------------------|---------------------|
| 53.86%            | 56.55%              |
| 【参考】              | 【期待値】               |
| ・15歳以上女性人口 4,435人 | ・15歳以上女性人口推計 4,370人 |
| ・うち女性労働力人口 2,389人 | ・うち女性労働力人口目標 2,471人 |

(イ) 子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり

【具体的な施策】

- 子どもたちの自由な発想をまちの推進力に活かす
- 幅広い年齢の子どもたちが関わりあう環境の構築
- 地域の資源やIOTなどを活用した発展的学習の推進
- 学校・家庭・地域が一体となっていく心育て
- 子どもたちの多様性に応じた支援

【重要業績評価指標】

- 豊かで自由な発想を育てる機会（政策課・こども教育課）

| 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-----|------------|
| 2回  | 4回         |

(ウ) やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取組み

【具体的な施策】

- 創造力や活力を醸成するための体験活動・文化活動の推進
- 多様な関わりから生まれる交流機会の推進
- 夢を描き、その実現に向かってがんばる江北っ子の育成
- 子どもの主体性を高める教育の推進

【重要業績評価指標】

- 社会教育活動への参加者数（こども教育課）

| 基準値      | 目標値（令和7年度） |
|----------|------------|
| 延べ 235 人 | 延べ 245 人   |

(四) 誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤の整備

(ア) 自分らしくいきいきと活躍できる総活躍社会

【具体的な施策】

- 多様な年代が互いに協力しながら活躍できる多世代型総活躍社会の構築
- 誰もが自立できる生活環境の構築
- スポーツを通じた自己研鑽の推進
- 生涯にわたる学びや体験活動の充実
- 生活困窮者の自立支援

【重要業績評価指標】

- コミュニティセンター（コミセン）、スポーツ施設等利用者数（こども教育課）

| 基準値                    | 目標値（令和7年度）             |
|------------------------|------------------------|
| ・ 公民館、コミセン 延べ 71,012 人 | ・ 公民館、コミセン 延べ 74,600 人 |
| ・ 体育施設 延べ 60,853 人     | ・ 体育施設 延べ 63,900 人     |

(イ) 多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現

【具体的な施策】

- 互いの人格や個性を尊重し合う世論の形成と、共存できる地域社会の実現
- 年齢、性別、障がいの有無に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの推進
- 在留外国人と共に歩む多文化共生社会の実現
- 新たに定住した人が地域コミュニティに早く溶け込めるような関係性の構築

【重要業績評価指標】

- 男女共同参画講座や多文化共生講座の受講者数（政策課）

| 基準値  | 目標値（令和7年度） |
|------|------------|
| 60 人 | 100 人      |

(ウ) 必要とされる支援体制の強化

【具体的な施策】

- 関係機関との連携強化による支援体制の充実
- 包括的支援体制の強化と相談窓口のワンストップ化
- 障がい児の早期発見と必要な支援体制の構築
- 協力体制構築による就業機会の向上
- 子どもを貧困にさせない支援体制の強化
- DV、ストーカー行為、ハラスメント行為及び虐待等の防止対策の徹底

【重要業績評価指標】

- 障がい者（児）相談支援から新たに支援に結び付いた割合（福祉課）

| 基準値             | 目標値（令和7年度） |
|-----------------|------------|
| 16.94%          | 22.00%     |
| <b>【参考】</b>     |            |
| ・相談者            | 118人       |
| ・うち新たに支援に結び付いた人 | 20人        |

# 関係資料集

## 人口ビジョン（詳細版）

### 1 設計概要

#### （一）算出条件

準都市計画区域以外の新たな開発がないとした場合

#### （二）基礎数値適用条件

団塊世代の退職により若年層の雇用が確保されつつあることから、合計特殊出生率については微増と考え、次の予測値を適用した。

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 2019 | 2024 | 2029 | 2034 | 2039 | 2044 | 2049 | 2054 | 2059 | 2064 | 2069 |
| R元   | R6   | R11  | R16  | R21  | R26  | R31  | R36  | R41  | R46  | R51  |
| 1.77 | 1.76 | 1.76 | 1.77 | 1.77 | 1.77 | 1.77 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 |

#### （三）人口予測にあたって参考にした基礎数値

①過去の人口動態：江北町『年齢別人口統計（5歳毎）』

②合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所『表 4-1 合計特殊出生率の推移』  
国連『資料表 18 国連推計による主要国の合計特殊出生率』  
佐賀県『人口動態統計合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移』  
佐賀県『人口動態統計 平成 30 年（概数）合計特殊出生率』

#### （四）設計条件

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口～封鎖人口を仮定した男女・年齢（5歳）階級別の推計結果～』の算出法に同様。

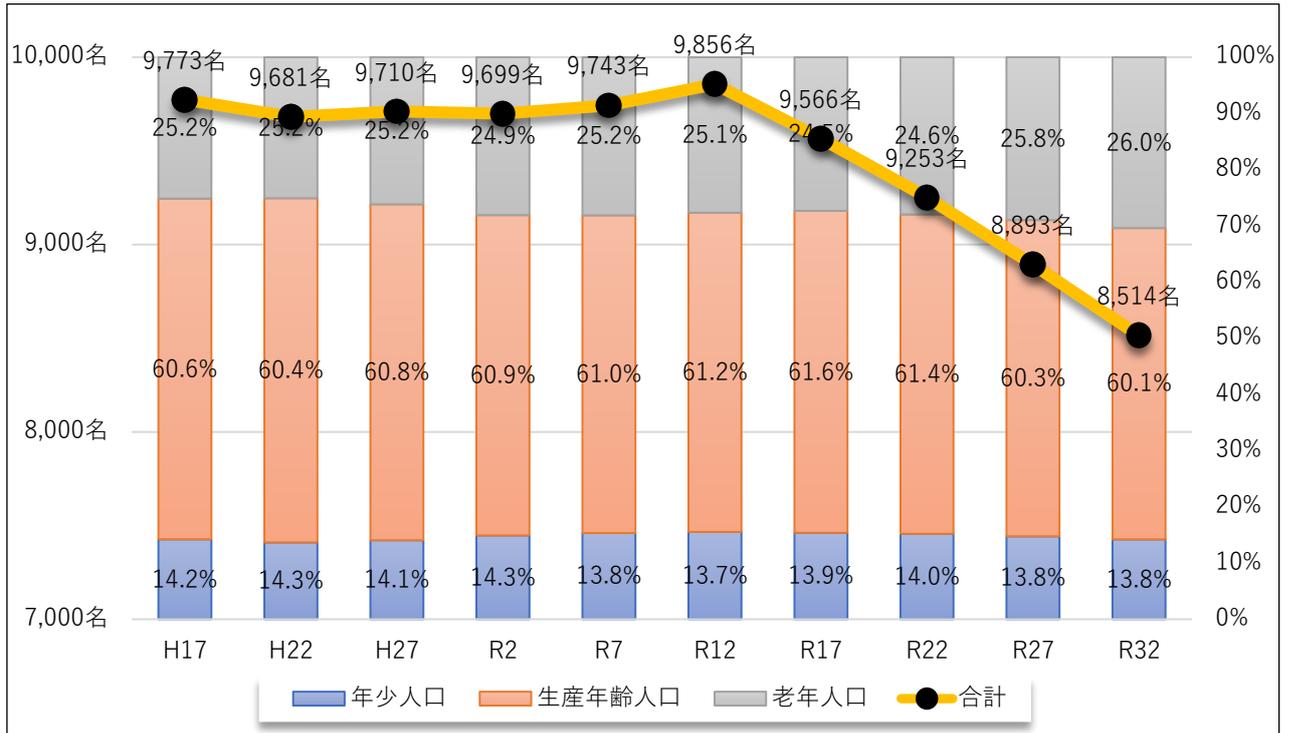
①粗出生数：出産年齢人口（15歳から49歳まで）に合計特殊出生率の算出値を『平成30年合計特殊出生率（佐賀県）の算出表（母の年齢階級別出生率の欄）』と『人口動態統計 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移（江北町）』と比較して、『母の年齢階級別出生率』の予測値を基に算出。

**算出式：母の年齢階級別出生率（予測値）×母の年齢階級別出産年齢人口（予測値）**

②粗死亡数：死亡した者の死亡時年齢区分を基礎数値として、年齢区分別に粗死亡率を求めて算出。

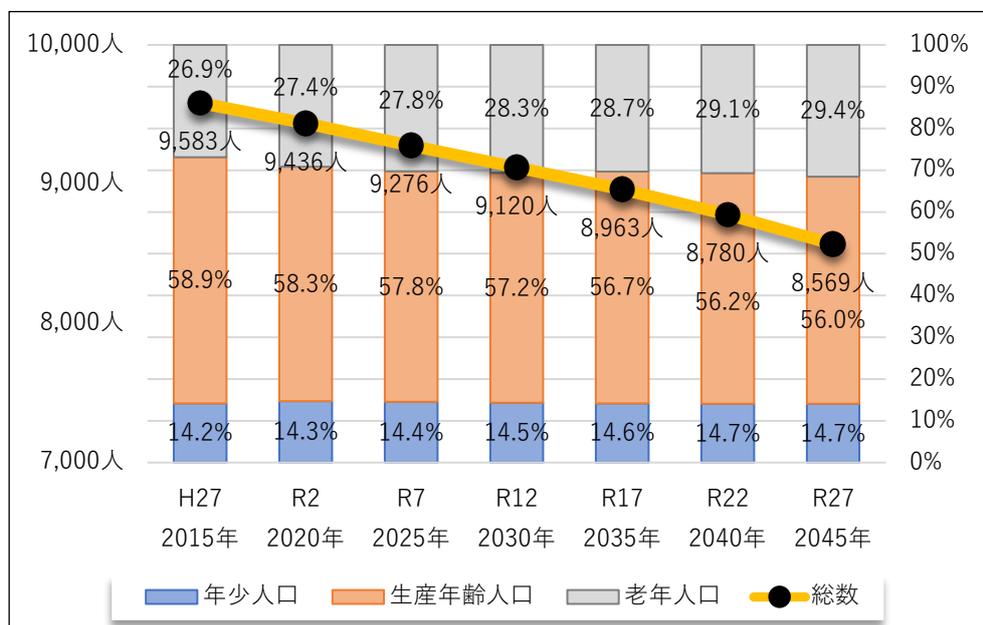
## 2 独自人口推計（基準日：各年4月1日）

### （一）年齢別人口推移見込



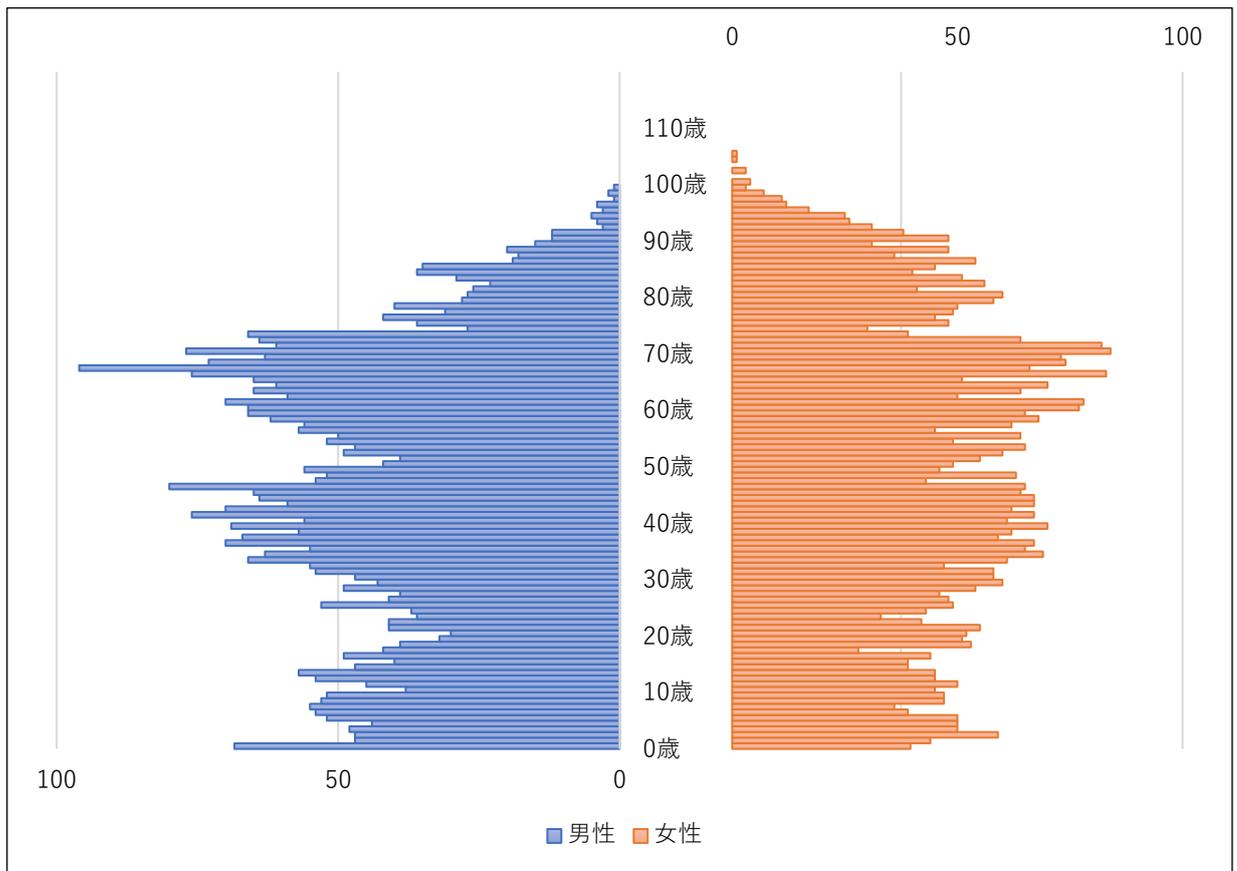
| 区分     | 基準年度       | 5年後        | 10年後        | 15年後        | 20年後        | 25年後        | 30年後        |
|--------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 2020<br>R2 | 2025<br>R7 | 2030<br>R12 | 2035<br>R17 | 2040<br>R22 | 2045<br>R27 | 2050<br>R32 |
| 年少人口   | 1,447名     | 1,494名     | 1,531名      | 1,471名      | 1,407名      | 1,312名      | 1,210名      |
| 生産年齢人口 | 5,527名     | 5,508名     | 5,597名      | 5,479名      | 5,257名      | 5,004名      | 4,715名      |
| 老年人口   | 2,725名     | 2,741名     | 2,728名      | 2,616名      | 2,588名      | 2,577名      | 2,588名      |
| 合計     | 9,699名     | 9,743名     | 9,856名      | 9,566名      | 9,253名      | 8,893名      | 8,514名      |

### 【参考】国立社会保障・人口問題研究所人口推計（H30最新）

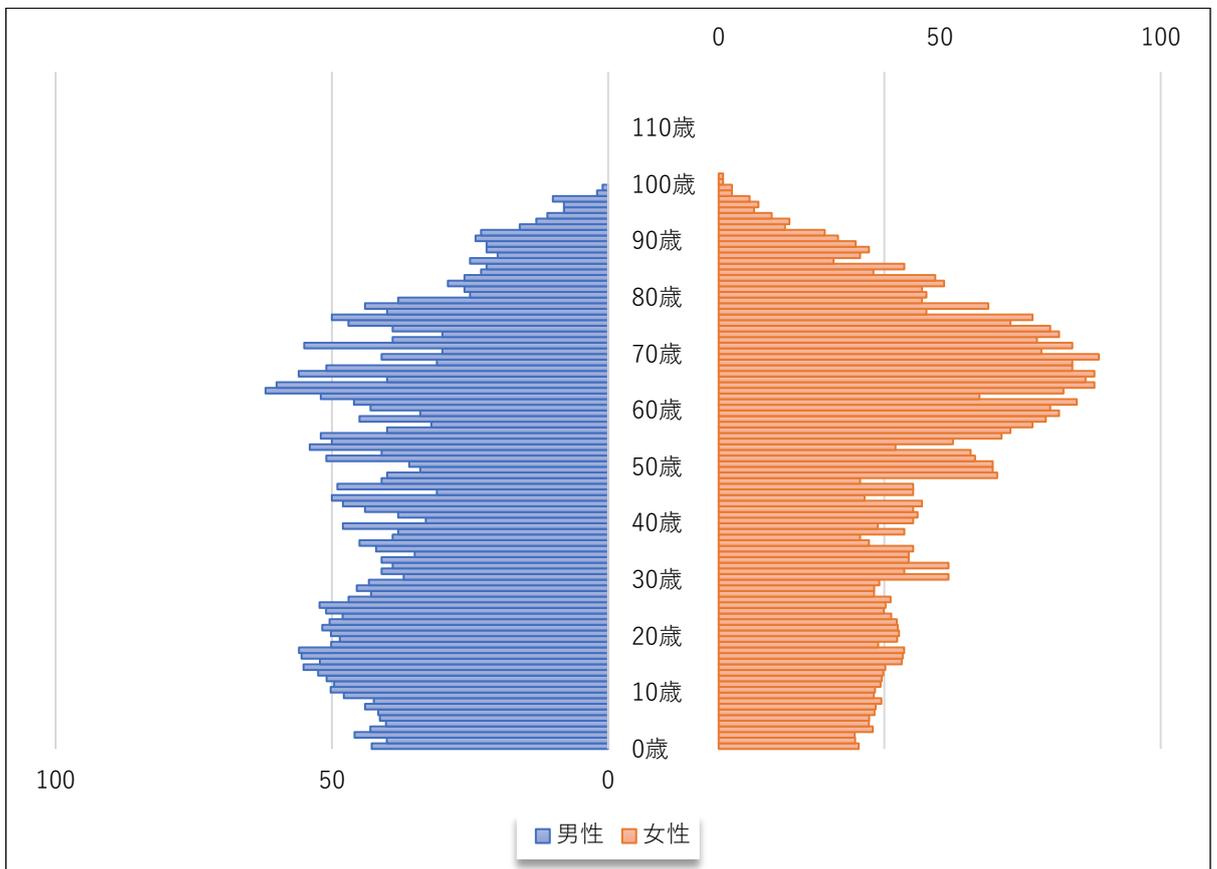


(二) 男女別人口の現状と将来予測 (基準日: 各年4月1日)

(ア) 基準年度 (R2 年度)

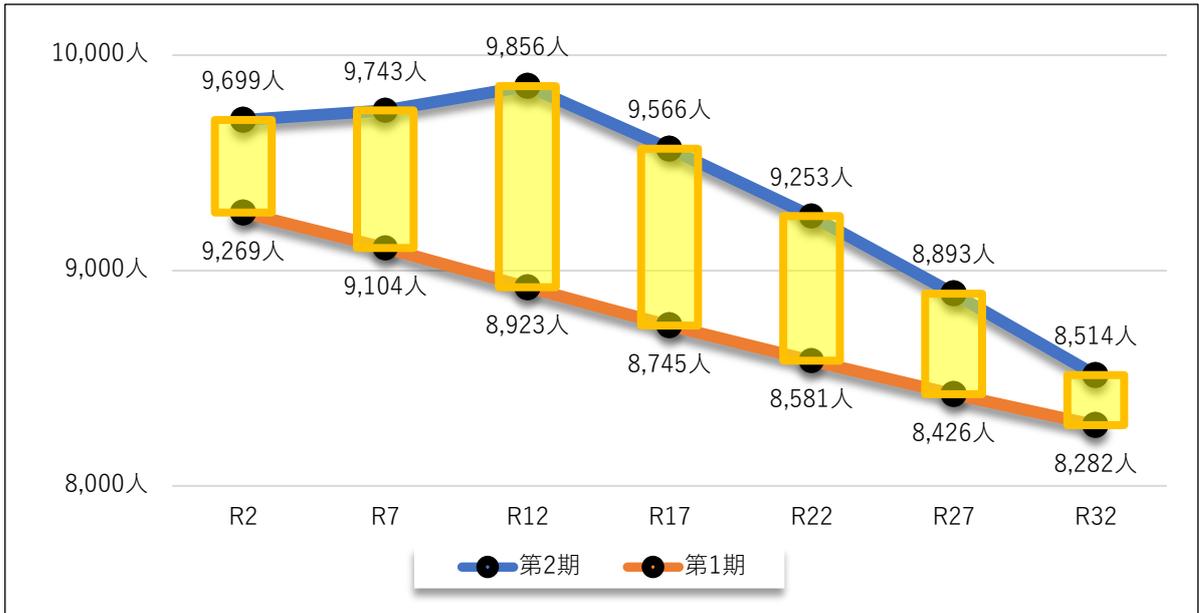


(イ) 30年後 (R32 年度)



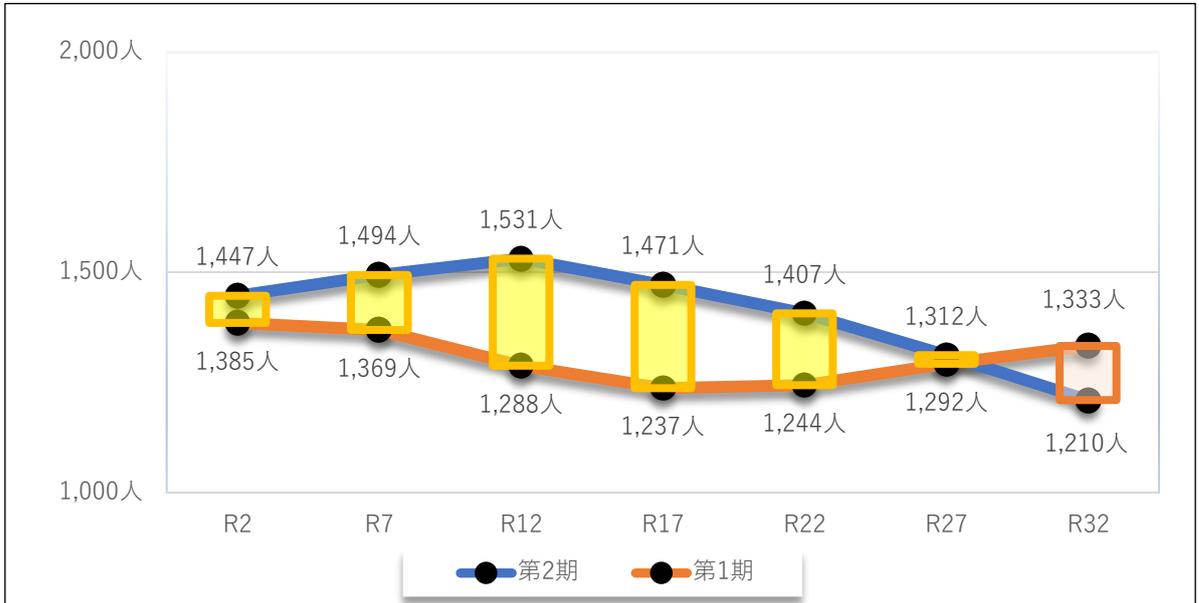
(三) 第2期と第1期の独自推計の比較 (基準日：各年4月1日)

(ア) 総人口



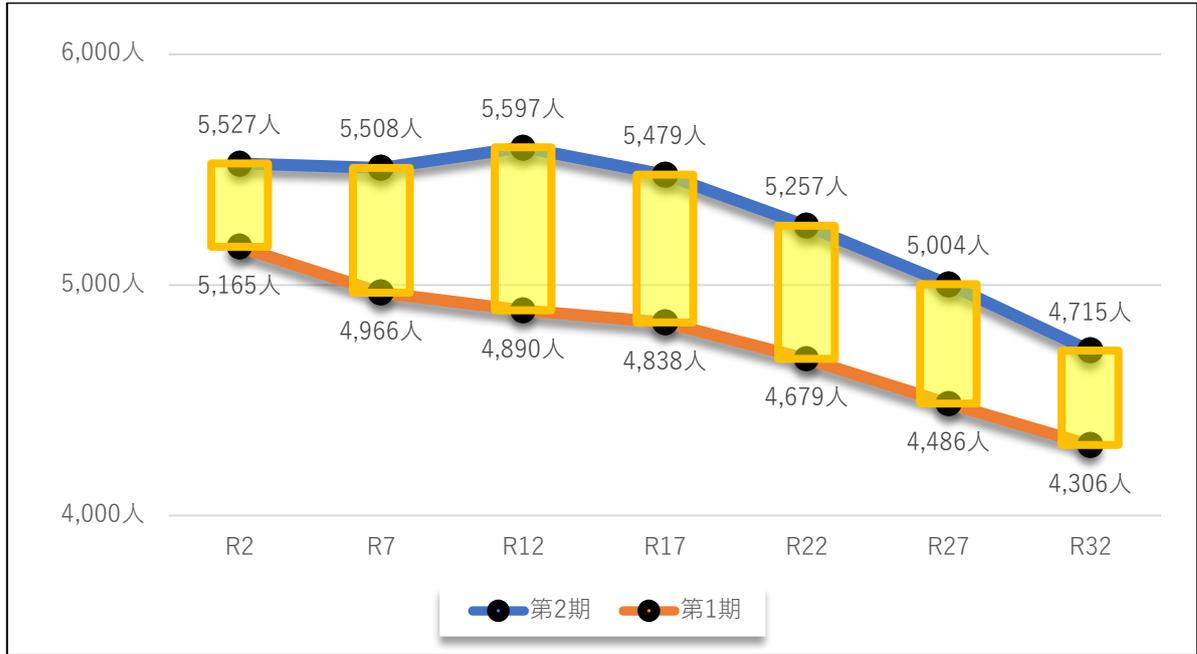
| 区分  | R2     | R7     | R12    | R17    | R22    | R27    | R32    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第2期 | 9,699人 | 9,743人 | 9,856人 | 9,566人 | 9,253人 | 8,893人 | 8,514人 |
| 第1期 | 9,269人 | 9,104人 | 8,923人 | 8,745人 | 8,581人 | 8,426人 | 8,282人 |
| 差   | 430人   | 639人   | 933人   | 821人   | 672人   | 467人   | 232人   |

(イ) 年少人口



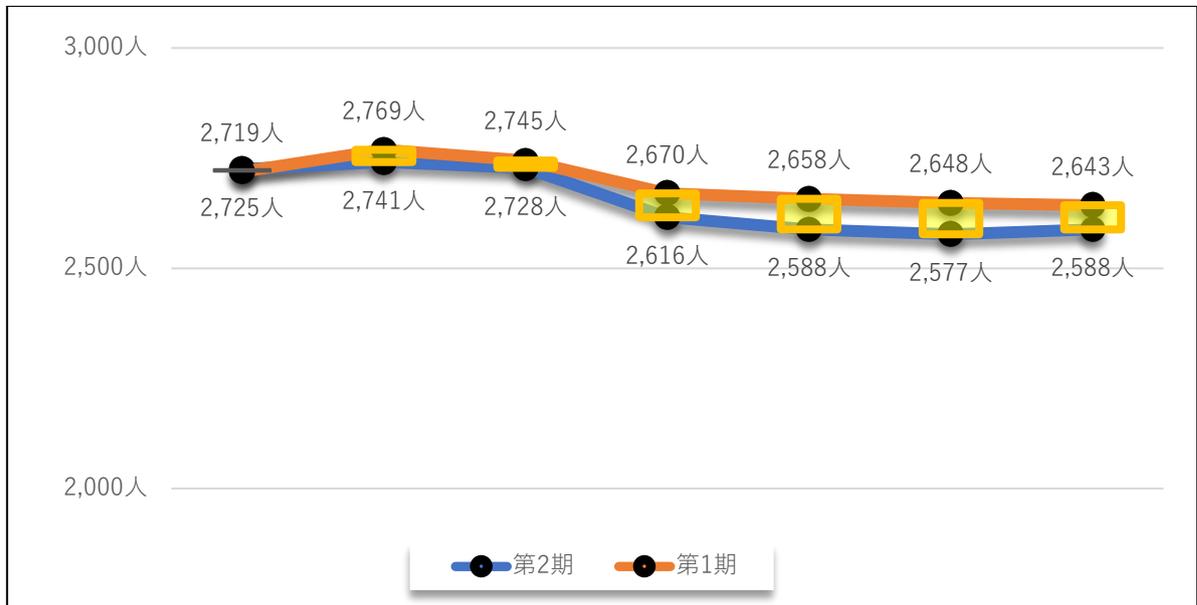
| 区分  | R2     | R7     | R12    | R17    | R22    | R27    | R32    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第2期 | 1,447人 | 1,494人 | 1,531人 | 1,471人 | 1,407人 | 1,312人 | 1,210人 |
| 第1期 | 1,385人 | 1,369人 | 1,288人 | 1,237人 | 1,244人 | 1,292人 | 1,333人 |
| 差   | 62人    | 125人   | 243人   | 234人   | 163人   | 20人    | △123人  |

(ウ) 生産年齢人口



| 区分  | R2     | R7     | R12    | R17    | R22    | R27    | R32    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第2期 | 5,527人 | 5,508人 | 5,597人 | 5,479人 | 5,257人 | 5,004人 | 4,715人 |
| 第1期 | 5,165人 | 4,966人 | 4,890人 | 4,838人 | 4,679人 | 4,486人 | 4,306人 |
| 差   | 362人   | 542人   | 707人   | 641人   | 578人   | 518人   | 409人   |

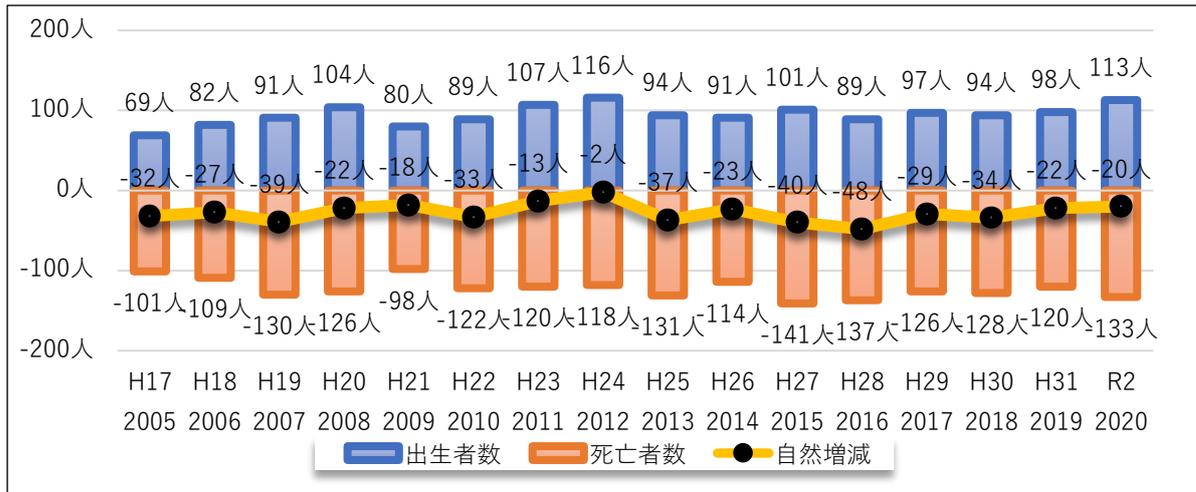
(エ) 老年人口



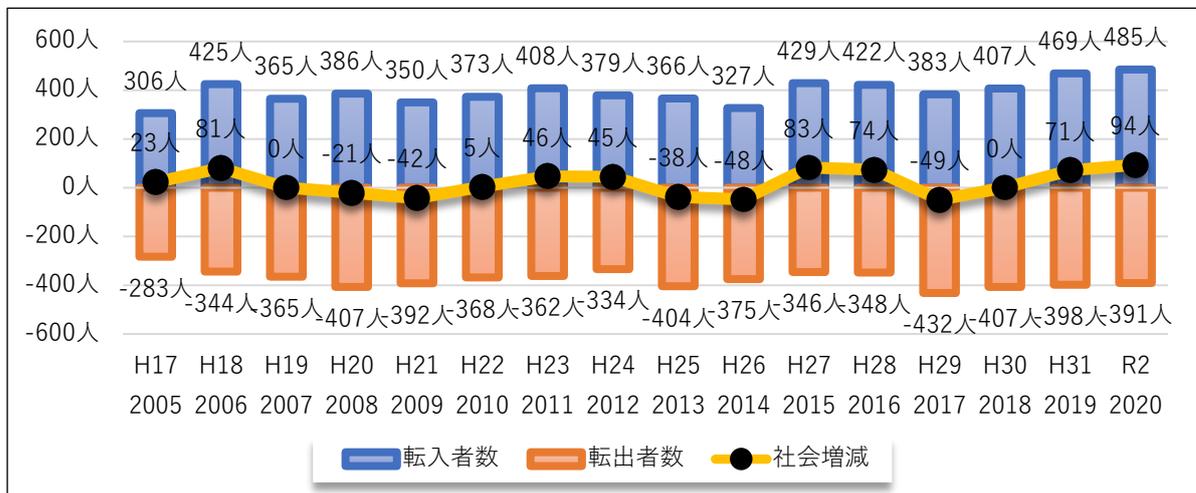
| 区分  | R2     | R7     | R12    | R17    | R22    | R27    | R32    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第2期 | 2,725人 | 2,741人 | 2,728人 | 2,616人 | 2,588人 | 2,577人 | 2,588人 |
| 第1期 | 2,719人 | 2,769人 | 2,745人 | 2,670人 | 2,658人 | 2,648人 | 2,643人 |
| 差   | 6人     | △28人   | △17人   | △54人   | △70人   | △71人   | △55人   |

### 3 【参考】近年の人口動態

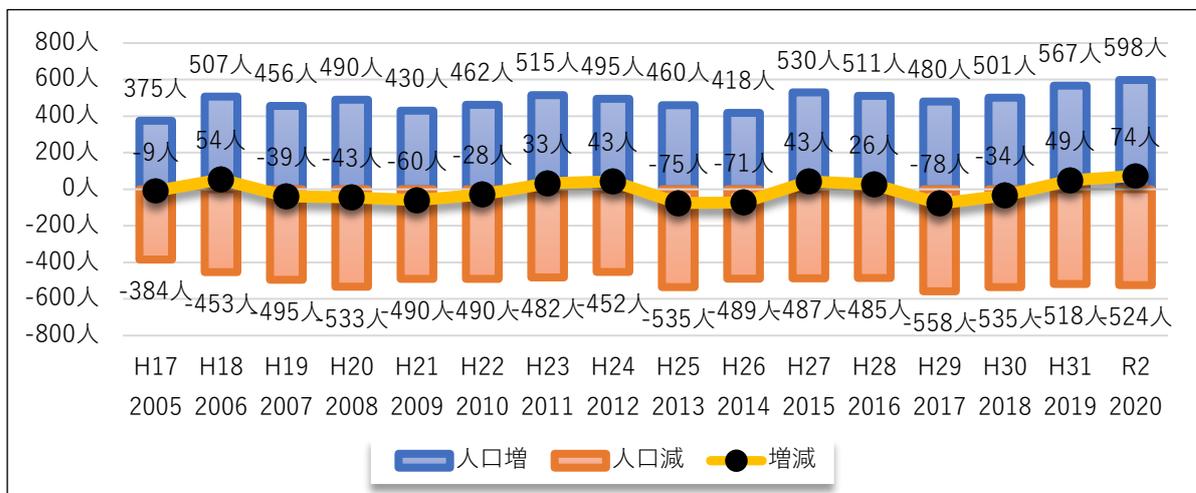
#### (一) 自然人口動態



#### (二) 社会人口動態



#### (三) 人口動態



引用：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各調査年の基準日時点）